

# 新婚生活を応援します！

これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 対象となる世帯

次の①～⑤の要件を全て満たす世帯です。

- ① 入籍日が令和3年1月1日～令和4年2月28日
- ② 令和2年1月1日～12月31日の夫婦の所得を合わせて400万円未満  
※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除  
※ 「夫婦の所得400万円」を年収に換算すると、約540万円
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ④ 釜石市に住民登録があり、市税等の滞納が無いこと
- ⑤ 家事育児参画促進講座または市町村が指定する講習会等を受講済であること



### 家事育児参画促進講座について

この講座は、「結婚新生活スタートアップセミナー」として、(公財)いきいき岩手支援財団が運営しています。令和3年度は、オンライン開催を含め県内各地で合計20回開催する予定です。開催予定は、(公財)いきいき岩手支援財団のHP「新着情報」欄や、釜石市HPにてお知らせします。このほか、釜石市主催の講座も実施予定です。



## 対象となる費用

### 新居の住居費

### ㊦新居の購入費

※ 土地購入費、リフォーム、増改築費用を除く

### ㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料など

※ 駐車場代を除く

「福祉型定住奨励金」「ライフデザインU・Iターン補助金」と併用される方は、ご相談ください。



### 新居への引越費用

### ㊨引越業者や運送業者に支払った引越費用

## 補助金額

㊦～㊨を合わせて1世帯あたり上限30万円（婚姻日に夫婦どちらも39歳以下）  
// // 上限60万円（ // // 29歳以下）  
※ いずれも1,000円未満切り捨て

## 申請期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日まで

## 必要書類

(必ずご提出下さい)

- 交付申請書
- ご夫婦の住民票、戸籍謄本
- ご夫婦の所得証明書、納税証明書
- 家事育児参画促進講座の受講証明書
- 振込口座が確認できる通帳など

### (㊦住宅取得の方)

- 取得住宅の工事請負契約書、売買契約書、領収書

### (㊧住宅賃貸の方)

- 賃貸借契約書、領収書
- 住宅手当支給証明書

### (㊨引越された方)

- 引越費用にかかる領収書

### (結婚を機に 離職された方)

- 離職票の写し

### (奨学金を 返済している方)

- 貸与型奨学金の返済を証するもの

